



山形県公報

平成19年3月6日(火)
第1821号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                              |               |     |
|------------------------------|---------------|-----|
| 山形県行政書士法施行細則の一部を改正する規則.....  | (市町村課) ...    | 252 |
| 山形県農業共済団体検査規則の一部を改正する規則..... | (経営安定対策課) ... | 同   |

### 告 示

|                       |                      |     |
|-----------------------|----------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....   | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定..... | (同) ...              | 同   |
| 国土調査の成果の認証.....       | (農村計画課) ...          | 253 |
| 同 .....               | (同) ...              | 同   |
| 同 .....               | (同) ...              | 同   |
| 同 .....               | (同) ...              | 同   |
| 同 .....               | (同) ...              | 254 |
| 同 .....               | (同) ...              | 同   |
| 兼用工作物の管理協定の締結.....    | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 同   |
| 道路の位置の指定.....         | (最上総合支庁建築課) ...      | 255 |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                                               |     |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 政治団体の設立.....                                                                  | 同   |
| 政治団体の届出事項の異動.....                                                             | 256 |
| 政治団体の解散.....                                                                  | 257 |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....                                                            | 同   |
| 同 .....                                                                       | 259 |
| 同 .....                                                                       | 260 |
| 資金管理団体の指定.....                                                                | 262 |
| 資金管理団体の指定の取消.....                                                             | 同   |
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... | 同   |

### 公 告

|                          |                   |     |
|--------------------------|-------------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....           | (村山総合支庁総務課) ...   | 同   |
| 同 .....                  | (庄内総合支庁総務課) ...   | 264 |
| 同 .....                  | (同) ...           | 265 |
| 大規模小売店舗の新設の届出.....       | (商業経済交流課) ...     | 266 |
| 一般競争入札の公告.....           | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 267 |
| 同 .....                  | (同) ...           | 268 |
| 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施..... | (建築住宅課) ...       | 269 |
| 一般競争入札の公告.....           | (病院事業局) ...       | 同   |
| 同 .....                  | (同) ...           | 270 |
| 同 .....                  | (同) ...           | 271 |
| 同 .....                  | (同) ...           | 272 |

同 ..... ( 同 ) ...273

正 誤

規 則

山形県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月 6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第13号

山形県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

山形県行政書士法施行細則(昭和26年 4月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 2号裏中「当該吏員」を「当該職員」に、「関係書類」を「関係書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県農業共済団体検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月 6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第14号

山形県農業共済団体検査規則の一部を改正する規則

山形県農業共済団体検査規則(昭和28年 5月県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項中「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

告 示

山形県告示第180号

介護保険法(平成 9年法律第123号)第41条第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年 3月 6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地              | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------|--------------------------|---------------|------------|
| 株式会社中央タクシー<br>長井市栄町 3 番10号 | 中央介護推進事業所<br>長井栄町 3 番10号 | 訪 問 介 護       | 平成19. 2.23 |

山形県告示第181号

介護保険法(平成 9年法律第123号)第53条第 1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年 3月 6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地  | 事業所の名称及び所在地              | 介護予防サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------|--------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社中央タクシー<br>長井市栄町 3 番10号 | 中央介護推進事業所<br>長井栄町 3 番10号 | 介護予防訪問介護        | 平成19. 2.23 |

## 山形県告示第182号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
酒田市
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成19年1月12日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
北俣の一部
- 5 認証年月日  
平成19年2月27日

## 山形県告示第183号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成18年3月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字母袋及び大字上柳渡戸の各一部
- 5 認証年月日  
平成19年2月27日

## 山形県告示第184号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成18年3月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字延沢の一部
- 5 認証年月日  
平成19年2月27日

## 山形県告示第185号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称

西川町

- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成19年1月23日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西川町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字間沢の一部
- 5 認証年月日  
平成19年2月27日

山形県告示第186号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
戸沢村
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年2月28日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
戸沢村地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字神田の一部
- 5 認証年月日  
平成19年2月27日

山形県告示第187号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
遊佐町
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年3月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
遊佐町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字杉沢の一部
- 5 認証年月日  
平成19年2月27日

山形県告示第188号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路及び道路に附属する駐車場との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において縦覧に供する。

平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市公園の名称  
最上川ふるさと総合公園
- 2 公園施設の名称  
園路、駐車場

3 公園施設の位置

(1) 園路

寒河江市大字寒河江字久保甲1292の一部、1294の一部、1295の一部、1296の一部、1297の一部、1297 - 1の一部、1336 - 2の一部、1344 - 2の一部、1344 - 4の一部、1345 - 3の一部及び1345 - 4の一部、字久保乙1113 - 15の一部、1113 - 17の一部及び1116 - 2の一部、字山西甲1269の一部、1269 - 1の一部、1270 - 1の一部、1271の一部、1272の一部、1273 - 1の一部、1273 - 2の一部、1275の一部、1276 - 3の一部、1277 - 1の一部、1277 - 4の一部、1277 - 5の一部、1278の一部及び1292 - 1の一部、字山西乙1019の一部、字山西丙1895 - 1の一部及び1896 - 2の一部並びに市有地の一部

(2) 駐車場

寒河江市大字寒河江字久保甲1296の一部及び1367の一部、字久保乙1113 - 12の一部、1113 - 13の一部、1113 - 14の一部、1113 - 15の一部、1113 - 17の一部、1124 - 2の一部、1124 - 3の一部及び1124 - 4の一部並びに市有地の一部

4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 寒河江市  
住 所 寒河江市中央一丁目9番45号  
代表者の氏名 寒河江市長 佐藤 誠六

5 管理の内容

兼用工作物の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧

6 管理の期間

平成18年10月1日以降駐車場の存続する期間

山形県告示第189号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道最総建第202号
- 2 指定の場所 新庄市大字泉田字往還東406 - 1
- 3 道路の現況 幅員 6.0メートル  
延長62.70メートル
- 4 指定年月日 平成19年2月26日

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年3月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日          |
|--------------|---------|----------|--------------------|----------------|
| 小池かつとし小国町後援会 | 小 池 泰 男 | 渡 部 春 昭  | 西置賜郡小国町大字岩井沢836    | 平成<br>19. 1.24 |
| 竹田修一後援会      | 田 村 清 吉 | 伊 藤 良 平  | 東置賜郡高畠町大字深沼125番地の2 | 同<br>1.22      |

|            |      |      |                    |           |
|------------|------|------|--------------------|-----------|
| こくぼ広信を育てる会 | 遠藤源一 | 今井正良 | 米沢市春日1丁目3番60号      | 同<br>1.23 |
| 鳥海隆太を育てる会  | 玉虫和利 | 鳥海隼夫 | 米沢市西大通2丁目3番63号     | 同<br>1.30 |
| 飯豊鷹山会      | 鈴木敏夫 | 梅津清一 | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子1666の8 | 同<br>2.1  |
| かっぺい後援会    | 相田克平 | 相田依子 | 米沢市中央2丁目1番23号      | 同<br>2.5  |
| 菅原たかお後援会   | 工藤仁  | 佐竹修喜 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1933-2 | 同         |
| 遠藤しげる後援会   | 遠藤繁  | 樋口明夫 | 長井市勸進代1703         | 同<br>2.6  |
| 寒河江新風会     | 阿部孝一 | 阿部孝一 | 寒河江市丸内2-4-2        | 同<br>2.8  |
| 鈴木てつお後援会   | 鈴木徹雄 | 伊藤則雄 | 東村山郡中山町長崎3082-1    | 同<br>2.9  |

## 山形県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年3月6日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政党

| 政治団体の名称        | 異動事項  | 内 容  |      | 届出年月日        |
|----------------|-------|------|------|--------------|
|                |       | 新    | 旧    |              |
| 自由民主党山形県電気通信支部 | 会計責任者 | 菅野栄志 | 本間英規 | 平成<br>19.2.1 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項  | 内 容    |      | 届出年月日        |
|---------|-------|--------|------|--------------|
|         |       | 新      | 旧    |              |
| 遠藤利明後援会 | 会計責任者 | 小川久義   | 大澤昭七 | 平成<br>19.2.5 |
| 上山新風会   | 会計責任者 | 小川久義   | 岡崎綾子 | 同            |
| 佐藤忠次後援会 | 代表者   | 安部安左衛門 | 安部吉春 | 同            |

## 山形県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年3月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------|--------------|---------------|
| 小池克敏を励ます会 | 解散           | 平成18.12.25    |
| あらい進後援会   | 解散           | 平成18.12.31    |
| 政進会       | 解散           | 平成18.12.31    |
| かわにし政治研究会 | 解散           | 平成19.1.21     |
| 須藤紘一後援会   | 解散           | 平成19.2.4      |

## 山形県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年3月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠





資金管理団体の届出をした者の氏名  
荒井 進

資金管理団体の届出に係る公職の種類  
県議会議員

あらい進後援会

寄附の内訳  
(政治団体分)

| 寄附者の氏名・名称 | 金額         | 住所・所在地 |
|-----------|------------|--------|
| 政進会       | 1,245,270円 | 山形市    |

山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年3月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(資金管理団体)(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | かわにし政治研究会 | 須藤統一後援会  |
|----------------------------------|-----------|----------|
| 報告年月日                            | 19. 1.25  | 19. 2. 5 |
| 収入総額                             | 0         | 0        |
| 前年繰越額                            | 0         | 0        |
| 本年収入額                            | 0         | 0        |
| 支出総額                             | 0         | 0        |
| 本年収入の内訳                          |           |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |           |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |           |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |           |          |
| 政党匿名寄附                           |           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |           |          |
| 交付金収入                            |           |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |           |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |           |          |
| 支出の内訳                            |           |          |
| 経常経費                             | 0         | 0        |
| 人件費                              |           |          |
| 光熱水費                             |           |          |
| 備品・消耗品費                          |           |          |
| 事務所費                             |           |          |
| 政治活動費                            | 0         | 0        |
| 組織活動費                            |           |          |
| 選挙関係費                            |           |          |
| 事業費                              | 0         | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |           |          |
| 宣伝事業費                            |           |          |
| パーティー事業費                         |           |          |
| その他の事業費                          |           |          |
| 調査研究費                            |           |          |
| 寄附・交付金                           |           |          |
| その他の経費                           |           |          |
| 資産等の有無                           | 無         | 無        |

かわにし政治研究会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

高 梨 勇 吉

資金管理団体の届出に係る公職の種類

川西町議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成19年3月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地         | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|---------|-----------|--------------------|--------|------------|
| 鈴木敏夫   | 飯豊町議会議員 | 飯豊鷹山会     | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子1666の8 | 鈴木敏夫   | 平成19. 2. 1 |
| 鈴木徹雄   | 県議会議員   | 鈴木てつお後援会  | 東村山郡中山町長崎3082-1    | 鈴木徹雄   | 同 2. 9     |

## 山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成19年3月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 荒井進       | 政進会       | 平成18.12.31 |
| 高梨勇吉      | かわにし政治研究会 | 平成19. 1.21 |

## 山形県選挙管理委員会告示第30号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部を次のように改正する。

平成19年3月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

「砂越コミュニティ施設」を  
「砂越コミュニティ施設」を  
「砂越コミュニティ施設」を  
砂越コミュニティ施設  
郡鏡コミュニティ施設  
酒田市港南学区コミュニティ防災センター」に改める。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子複写機用P P C用紙の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月6日

山形県村山総合支庁長 佐藤 洋 樹

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎 6階 603会議室  
(2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

イ 名称 電子複写機用 P P C 用紙

ロ 予定数量

(イ) 日本工業規格 B 列 4 判 120包 ( 1 包は500枚)

(ロ) 日本工業規格 B 列 5 判 30包 ( 1 包は500枚)

(ハ) 日本工業規格 A 列 3 判 250包 ( 1 包は500枚)

(ニ) 日本工業規格 A 列 4 判 7,660包 ( 1 包は500枚)

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (1)のロの(イ)から(ニ)までの品目ごとの1包当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号023(621)8107

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

2の(1)の品目ごとの入札価格が、山形県財務規則第120条第1項の規定により作成されたそれぞれの予定価格の範囲内であって、かつ、品目ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書及び仕様書に定める証明書(以下「申請書等」という。)を平成19年3月14日(水)午後4時までに山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書等に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ガソリン及び軽油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月6日

山形県庄内総合支庁長 高 橋 節

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁入札室(1階)
- (2) 日 時 平成19年3月26日(月) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

イ 無鉛ガソリン 115,000リットル  
ロ 軽油 15,000リットル

- (2) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

- (3) 納入場所及び納入方法 仕様書による。

- (4) 入札方法 (1)のイ及びロごとの1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、ガソリンについては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって、軽油については入札書に記載された金額に当該金額から1リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、ガソリンについては見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を、軽油については見積もった契約金額から1リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1リットル当たりの軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

- (5) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県庄内総合支庁を基点として半径3キロメートル以内に給油所(顧客に自ら給油させるものを除く。)を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令上必要とされる許可、認可、登録等を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課予算係  
電話番号0235-66-5418

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 2の(1)のイに係る契約金額に2の(1)のイの予定数量を乗じて得た金額に2の(1)のロに係る契約金額に2の(1)のロの予定数量を乗じて得た金額を加えた額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月9日(金)午後5時までに山形県庄内総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子複写機等用P P C用紙の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月6日

山形県庄内総合支庁長 高 橋 節

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁入札室(1階)

(2) 日 時 平成19年3月26日(月) 午前11時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称 電子複写機等用P P C用紙

(2) 予定数量

イ 日本工業規格 A列3番 92箱(1箱は用紙500枚を1包としたものを3包梱包したもの)

ロ 日本工業規格 A列4番1,715箱(1箱は用紙500枚を1包としたものを5包梱包したもの)

ハ 日本工業規格 B列4番 17箱(1箱は用紙500枚を1包としたものを5包梱包したもの)

(3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 納入場所及び納入方法 仕様書による。

(5) 入札方法 (2)のイからハまでの品目ごとの1箱当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

(6) 調達をする物品の仕様等 入札説明書、仕様書及び規格書による。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)

(5) 県内に事業所(本店、支店又は営業所をいう。)を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び規格書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課予算係

電話番号0235-66-5418(直通)

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

2の(2)の品目ごとの入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成されたそれぞれの予定価格の範囲内であって、かつ、品目ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月9日(金)午後5時までに山形県庄内総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書、仕様書及び規格書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに東根市役所において平成19年7月6日まで縦覧に供する。

平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)さくらんぼゴールドタウン  
東根市小林一丁目31番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
アイシー開発株式会社 東根市小林一丁目4番5号  
代表取締役 井上 政志  
株式会社コメリ 新潟県新潟市清水4501番地1  
代表取締役 捧 雄一郎  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コメリ 新潟県新潟市清水4501番地1  
代表取締役 捧 雄一郎  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興  
その他は未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年11月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
13,223平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 658台
  - (2) 駐輪場の収容台数 128台
  - (3) 荷さばき施設の面積 338平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 66.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 株式会社コメリ 午前7時 午後9時  
ロ 株式会社ヨークベニマル 午前9時 午後11時  
ハ その他の小売業者 午前9時 午後11時  
ニ その他の小売業者 午前9時 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時45分から午後11時15分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成19年2月16日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年7月6日までに知事に提出することができる

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ガソリン及び軽油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月6日

山形県庄内総合支庁長 高 橋 節

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁入札室(1階)
- (2) 日 時 平成19年3月22日(木) 午後1時20分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量
  - イ 無鉛ガソリン 3,690リットル
  - ロ 軽油 14,400リットル
- (2) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (3) 納入場所及び納入方法 仕様書による。
- (4) 入札方法 (1)のイ及びロごとの1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、ガソリンについては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって、軽油については入札書に記載された金額に当該金額から1リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、ガソリンについては見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を、軽油については見積もった契約金額から1リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1リットル当たりの軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

- (5) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県庄内総合支庁建設部鶴岡分所を基点として半径概ね2キロメートル以内に給油所(顧客に自ら給油させるものを除く。)を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令上必要とされる許可、認可、登録等を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係  
電話番号0235-66-5583

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 2の(1)のイに係る契約金額に2の(1)のイの予定数量を乗じて得た金額に2の(1)のロに係る契約金額に2の(1)のロの予定数量を乗じて得た金額を加えた額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書を平成19年3月9日(金)午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ガソリン及び軽油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月6日

山形県庄内総合支庁長 高 橋 節

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁入札室(1階)
- (2) 日 時 平成19年3月22日(木) 午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

イ 無鉛ガソリン 5,740リットル

ロ 軽油 16,140リットル

- (2) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

- (3) 納入場所及び納入方法 仕様書による。

- (4) 入札方法 (1)のイ及びロごとの1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、ガソリンについては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって、軽油については入札書に記載された金額に当該金額から1リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、ガソリンについては見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を、軽油については見積もった契約金額から1リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1リットル当たりの軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

- (5) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県庄内総合支庁建設部酒田分所を基点として半径概ね2キロメートル以内に給油所(顧客に自ら給油させるものを除く。)を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令上必要とされる許可、認可、登録等を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係

電話番号0235-66-5583

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 2の(1)のイに係る契約金額に2の(1)のイの予定数量を乗じて得た金額に2の(1)のロに係る契約金額に2の(1)のロの予定数量を乗じて得た金額を加えた額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則

第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書を平成19年3月9日(金)午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条の17第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が次のとおり実施する。

平成19年3月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

| 区 分       |               | 日              | 時                | 場 所                           |
|-----------|---------------|----------------|------------------|-------------------------------|
| 二 建 築 試 験 | 学 科 の 試 験     | 平成19年7月1日(日)   | 午前10時から午後5時10分まで | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|           | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成19年9月16日(日)  | 午前11時30分から午後4時まで | 同 上                           |
| 木 建 築 試 験 | 学 科 の 試 験     | 平成19年7月22日(日)  | 午前10時から午後5時10分まで | 同 上                           |
|           | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成19年10月14日(日) | 午前11時30分から午後4時まで | 同 上                           |

2 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申込みすることができる。その場合は平成19年4月1日(日)午前10時から同月6日(金)午後4時までの間にセンターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力して申込みこと。

(2) 書面による受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申込みこと。

| 受 付 期 間                                         | 場 所                                   |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 平成19年4月9日(月)から同月13日(金)まで<br>(各日とも午前10時から午後4時まで) | 山形市城北町一丁目12番26号<br>社団法人山形県建築士会        |
| 平成19年4月9日(月)及び同月10日(火)<br>(各日とも午前10時から午後4時まで)   | 東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8<br>三川町商工会館内の受付場所 |

3 その他

詳細については、土木部建築住宅課(電話023(630)2643)又は社団法人山形県建築士会(電話023(643)4568)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、L Pガス(バルク供給方式)の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月6日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
  - (2) 日 時 平成19年3月22日(木) 午前10時00分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称 L P ガス(バルク供給方式)
  - (2) 調達予定数量 7,500立方メートル
  - (3) 納入期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
  - (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
  - (5) 入札方法 1立方メートル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条に基づき液化石油ガス販売事業の登録を受け、同法第29条に基づき保安機関の認定を受けていること。
  - (5) 村山総合支庁本庁舎の所管区域に緊急対応可能な本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課施設係 電話番号023(685)2660で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月16日(金)午後3時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院洗濯業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月6日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
  - (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午前11時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量

## 山形県立中央病院洗濯業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14に定める基準に適合していること。
- (3) 受託業務を行う施設について、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条第1項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行っていること。
- (4) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、3の(2)に掲げる証明書及び同(3)に掲げる届出を行っていることを証明する書類を平成19年3月16日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- (6) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院一般廃棄物収集運搬業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月6日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午後2時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立中央病院一般廃棄物収集運搬業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち12ヶ月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けていること。
  - (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成19年3月16日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- (6) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院産業廃棄物収集、運搬及び処分業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月6日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午後3時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立中央病院産業廃棄物収集、運搬及び処分業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1立方メートル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち12ヶ月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第6項の許可を受けている(同項の許可を受けていない場合であって当該許可を受けている処分業者と産業廃棄物の処分業務について業務提携をしている場合を含む。)こと。

- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成19年3月16日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。(産業廃棄物の処分業務について処分業者と業務提携をしている場合には、その処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けていることを証明する証明書及び業務を適正に実施できることを確約する確約書を併せて提出すること。)
- (2) この公告による入札に参加を希望する者のうち、県外産業廃棄物搬入のための事前協議が必要な場合は、その結果通知等の写しを平成19年3月16日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- (7) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院感染性廃棄物収集、運搬及び処分業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月6日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階会議室2
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午後3時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立中央病院感染性廃棄物収集、運搬及び処分業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項及び第6項の許可を受けている(同項の許可を受けていない場合であって当該許可を受けている処分業者と感染性廃棄物の処分業務について業務提携をしている場合を含む。)こと。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成19年3月16日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。(感染性廃棄物の処分業務について処分業者と業務提携をしている場合には、その処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けていることを証明する証明書及び業務を適正に実施できることを確約する確約書を併せて提出すること。)
- (2) この公告による入札に参加を希望する者のうち、県外産業廃棄物搬入のための事前協議が必要な場合は、その結果通知等の写しを平成19年3月16日(金)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- (7) この契約においては、談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を設定する。

正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番号 | ページ  | 行  | 誤            | 正            |
|-----------|-----------|------|----|--------------|--------------|
| 平成15.11.7 | 第1490号    | 1262 | 24 | 3・5・12号下釜山岸線 | 3・4・12号下釜山岸線 |